

補助対象設備 の区分	補助要件
蓄電池	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常用の設備であること。 2. 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。 3. JIS 規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。 4. 設置する設備に関して、この補助金若しくは市の他の補助金又は国庫補助金が原資となる他の補助金等の交付を受けていないこと。 5. 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。 6. 補助対象事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。 7. 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 8. 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 9. 以下を満たす蓄電システムであること。 <ul style="list-style-type: none"> 【20kWh 超の蓄電システムを導入する場合：ア、イを満たすこと】 <ul style="list-style-type: none"> ア 11.9 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めること。 イ 各地方公共団体の火災防止条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【20kWh 以下の蓄電システムを導入する場合：ア、イを満たすこと】 <ul style="list-style-type: none"> ア 12.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めること。 イ 蓄電池パッケージ 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を 1 つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量のうち計算値と 計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して扱うための番号が付与されていること。 ウ 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること。）。 (イ) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (ウ) 出力可能時間の例示 <ul style="list-style-type: none"> a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも 1 つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力

可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器等の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(エ) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(オ) 廃棄方法

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）。

(カ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

エ 蓄電池部安全基準

JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

オ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電機製品認定協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JISC 4412-2 の規格も可とする。

※JIS C4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

カ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量10kWh未滿の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査の基準に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

キ 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製品製造事業者以外の保証（販売点保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電池量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JIS C 4413 規格で定義された食実行容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未滿の蓄電システムは対象外とする。

10. PPA の場合、PPA 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入した保証対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

11. リースの場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金相当

	<p>額がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金相当額が控除されていること及び補助対象事業者により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>
--	--